

令和4年度
岐阜県手話言語の普及及び意思疎通手段の利用促進に関する推進会議
【結果概要】

1. 日 時：令和4年7月25日（月） 14時00分～15時15分
2. 場 所：OKBふれあい会館 中会議室
3. 趣 旨：「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例」に基づき、基本的施策に推進に向けて、意見・要望をいただくもの

【主な発言】

令和3年度手話言語条例関連事業の取組状況について

- 点字資料は、指で1文字1文字確認するもので、全体を見通すことができないので、普通の文字以上に場所を探す時間がかかる。手話通訳者を配置すると同じように視覚障がい者に対しコーディネートしてくれるような人員配置なども必要かと思われる。
- 条例の大きな目的というのは、県民に手話言語を知っていただくということ。
新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント開催ができなかったが、代替方法として、動画の制作・配信等により啓発ができ、関係者には感謝申し上げます。今後も継続的に動画の配信は続けていきたい。
- 失語症者に対する意思疎通支援者の法的整備は最近のことであり、どのようにして、意思疎通支援者の支援が受けられるのか、県が率先して周知してほしい。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、会員が教室に通うことが困難となっている。また、教室が病院内にあることから会場が使用できない時もあり、現在は、従来の60%くらいの会員が通っている。
- 県内各地で、視覚障がいに関する相談会や支援を行っているが、利用者が少なく、本当に支援が必要な方に対する支援が行き届いているのかという話がでてきている。
実績の回数ではなく、本当に必要としている方に届いているかどうかという見方をしていかななくてはならないと感じており、情報をどのように届けるのかが重要な問題である。
- 他県では、事業に対するアンケートを実施しており、施策の効果があるかどうか確認している。
- 事業評価をすることが重要であり、利用促進に関することであれば、実際に県民の方にどのくらい広がっているのかなど何年かに一度評価して、次につなげていくということが重要である。
- 以前、会議の中で、看護協会で簡単な手話言語の出前講座を実施した話を聞いたが、聴覚障がい者に対して、医学用語等を通訳する場合には、手話通訳者が必要である。新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、通訳者が同行できない場合もあり苦労されていると思う。何らかの方法で、支援できるようになればよい。

- VRなどのテクノロジーを活用することは、障がいのある方への支援において、非常に良い面があるため、工学部とかの工学系の方々とも協力して、いろいろな技術を取り入れながら、新型コロナウイルス感染症によりできなくなったことや学んで、社会が変わってきたことを踏まえ、変革していくこともこれから必要になると実感している。
- 当事者が、社会に対して当事者の声を発信していくことが重要である。
障害者差別解消法の改正案ができて、まだ正式には施行されていないが、民間事業者にも法的義務が課されることとなるが、民間事業者は何を配慮して良いか分からない。当事者や当事者団体は、社会に対して発信していくことが役割であり、安心して生活するためにも、できることからやっていきたい。